

平成24年10月18日

生活保護基準の引き下げに反対する意見書

千葉県弁護士会

会長 齋藤 和子



意見の趣旨

当会は、生活保護基準の引き下げに対して、断固として反対する。

意見の理由

1 政府の閣議決定

政府は、平成24年8月17日、「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」を閣議決定した。そこでは、「義務的経費も含めた歳出全般について聖域視せず」「徹底した歳出の効率化を図る」、「特に財政に大きな負担となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、生活保護の見直しをはじめとして、最大限の効率化を図る。」「生活保護の見直しをはじめとして合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成25年度予算に反映させるなど極力圧縮に努める」ものとされている。かかる決定からすれば、政府が、平成25年度予算編成において、財政事情を理由に、生活保護基準の引き下げに向けた動きをとることは必至とみられる。

2 生活保護基準の重要性

生活保護基準は、言うまでもなく憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準であって、我が国における生存権保障の水準を決する極めて重要な基準である。

生活保護基準の引き下げは、第一に、生活保護制度の利用者の生活水準を低下させることとなる。生活保護制度は、憲法25条が保障する生存権を具体化した「最後のセーフティネット」というべき制度であり、人の尊厳、生命に直結する。財政を理由に安易にその基準を引き下げるなど許されるはずもない。

また、生活保護基準は、地方税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立

支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準など、福祉・教育・税制などの多様な施策の適用基準にも連動している。そのため、生活保護基準が下がれば、市民全体に影響を与え、とりわけ困窮する低所得者の負担が増大することになる。

3 現在の生活保護制度の利用状況

近時、生活保護利用者数と生活保護費は年々増加している。しかし、その原因是、雇用の不安定化、年金制度の生活保障機能の弱さなど生活保護制度の手前のセーフティネットが脆弱であることがある。

また、生活保護利用者数等が増加しているとはいえ、日本の生活保護の利用率（全人口のうち生活保護利用者数が占める割合）は、僅か1.6パーセントであって、先進諸国と比較しても異常に低い。平成22年4月9日付けで厚生労働省が公表した「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」によれば生活保護の捕捉率（生活保護の利用資格のある者のうち実際に利用している者が占める割合）は、15.3パーセントから32.1パーセントと推定されている。2011年時点での生活保護の受給者数は約205万人であるから、400万人から1100万人の人々が、生活保護を利用すべきにもかかわらず利用できていないことになる。このことが異常に低い利用率の原因と考えられる。

本年になって、これまでハイリスクとは捉えられていなかった複数世帯での餓死・孤立死事件が相次いでいることなども示しているように、わが国は貧困の深化・拡大に生活保護利用者の増加、セーフティネットの整備が全く追いついていないのである。

このような現状において、財政的見地から生活保護基準の抑制、削減を図ることには、何ら合理性がなく、困窮者が更に増加し、餓死、孤立死、自死、貧困ゆえの犯罪に追い込まれ、全国各地で数多の悲劇が生まれることが強く懸念されるのであり、到底容認できるものではない。

4 結論

以上より、当会は、意見の趣旨記載の通り、生活保護基準の引き下げに対して断固として反対する。

以上